

福岡ひびき信用金庫 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、また、より多くの女性職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）

2. 内容

<目標1> 男性の育児休業等及び育児目的休暇の取得率を合わせて100%とする。
(次世代育成支援対策推進法)

<対策>

令和7年4月～ 男性職員の配偶者出産時における育児目的休暇（5日間）の取得義務化

令和7年4月～ 育児休業中職員向けフォローセミナー（エンジェル・スマイル）開催（年2回）

<目標2> フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を11時間未満とする。
(次世代育成支援対策推進法)

<対策>

令和7年4月～ 毎月第2・第3水曜日の定時退庫推進日の実施継続

令和7年4月～ 19時以降残業及び休日出勤の人事部への理由書提出継続

<目標3> 採用した職員に占める女性職員の割合を50%以上にする。
(女性活躍推進法)

<対策>

令和7年4月～ 採用活動時における女性職員のキャリアプランの積極的開示

令和7年4月～ インターンシップによる就業体験機会の提供

<目標4> 管理職に占める女性職員の割合を5.0%以上にする。
(女性活躍推進法)

<対策>

令和7年4月～ 融資・渉外担当者への女性職員の配置拡大

令和7年4月～ 女性管理職候補者の外部研修への積極的派遣